令和８年度

業務(起工)設計書

業　務　名 ： 田越及び笠見地区農業用排水路改修工事工損調査業務（事後調査）

業 務 場 所 ： 琴浦町大字田越

【共通】

業務名：田越及び笠見地区農業用排水路改修工事工損調査業務（事後調査）

特　記　仕　様　書

第１（目的・趣旨）

当事業は、二級河川元旧川（モトキュウガワ）へ流下する田越及び笠見地内の水路において、平成30年台風24号襲来に伴う豪雨や令和3年7月豪雨により溢水し、水路沿いにある指定避難所の総合体育館へ向かう農道の一部が冠水して通行止めとなり、下流域にある水田や笠見部落にも流れ込んだ経過を踏まえ、住宅の浸水被害と農作物の湛水被害の防止を図るために実施するものである。

本業務は、東伯総合公園前への水路新設工事及び笠見地区の農業排水路改修工事が周辺住宅地に影響を与えていないか、住宅地や建物・工作物の地盤変動の有無を調査するものである。

第２（適用範囲）

本業務の履行に当たっては、特に定めのない限り、入札公告日時点で最新の「鳥取県県土整備部用地調査等業務共通仕様書」、「鳥取県県土整備部地盤変動影響調査等標準仕様書(https://www.pref.tottori.lg.jp/45149.htm)によるほか、この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		用地調査業務（事後調査） 【建物】 木造建物A　130㎡～200㎡未満　内部調査：有　　1棟 【工作物】 敷地面積：100㎡以上300㎡未満　　1箇所
追加				業務場所		琴浦町大字田越
追加				打合せ等		本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、３回（当初・中間・成果納品時）を予定している。 なお、業務着手時及び業務完了時には主任技術者は立ち会うこと。
追加				資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
追加				関係官公庁への手続き等		関係官公庁等への手続き、協議が必要となることが想定される場合には、調査職員へ速やかに報告すること。
追加				地元関係者との交渉等		立入日時の7日前までに調査職員へ報告すること。 個人情報の取扱については、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。

追加				成果物の提出		成果物は、下記のとおりとする。 ・報告書（紙媒体）1部　※発注者用 ・報告書（紙媒体）1部　※地権者用 ・電子媒体　2部 （CD-R、DVD-R、HDD 又はフラッシュメモリー等）
追加				疑義等		業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				労働環境の改善に向けた取組		本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について（平成29年1月31日付第201600158128号県土整備部長通知）」に基づき、受発注者双方でワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。
追加				履行期間		本業務の履行期間は契約の日から令和9年3月26日とする。

【用地調査業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容（主たる補償業務の区分）		（用地調査等業務共通仕様書別表の補償等業務の区分及び補償関係コンサルタント業務の複数の区分を複合して発注する場合の取扱いについて（平成 31 年 4 月 5 日付県土整備部長通知）に従い、下記のいずれかを記載） ~~・土地調査業務~~ ~~・物件業務~~ ~~・機械工作物、営業補償・特殊補償業務~~ ・事業損失業務 ~~・土地評価業務~~ ・補償関連業務
			5	主任担当者	1	資格要件は共通仕様書による。
			6	照査技術者	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。 なお、照査に当たっては調査職員に協議すること。
					2	資格要件は共通仕様書による。
追加				地盤変動影響調査		地盤変動影響事前調査で行う亀裂、ちり切れ等の調査のうち、その長さが事後調査で変化しないと明らかに予測される場合においても、必ず計測すること。（損傷の状況に「全長」、「全周」は使用しない。）

業務位置図

業務名：田越及び笠見地区農業用排水路改修工事工損調査業務（事後調査）

